

2026年5月13日

2026年5月12日および13日の報道について

2017年、本学園が運営する附属中学校（当時 名城政一郎中学校校長）において、いじめへの対応が適切に行われなかったことにより精神疾患を発症したなどとして、当時中学校1年生であった元生徒が本学園に損害賠償を求めた訴訟について、那覇地方裁判所は、学校側が安全配慮義務を怠ったと認め、損害賠償の支払いを命じる判決を言い渡しました。この件について、2026年5月12日および13日の各報道機関において報道がなされました。

当時、本学園では第三者委員会を設置し、本件に関する客観的な調査を実施いたしました。その結果、2020年3月付けの調査報告書において、同級生らの行為がいじめに該当し、学校側の初動対応の遅れが問題であったとの指摘を受けました。

これを受け、本学園では、年6回の生徒アンケートの実施の徹底、加害生徒に対する指導や措置の見直し、いじめ防止対策委員会の設置・運用など、いじめに対する対応を鋭意強化してまいりました。

また、2022年度に理事長・校長をはじめとする新たな運営体制となって以降、公認心理師を含む3名のスクールカウンセラーを中心に「生徒支援部」を設置し、生徒および保護者へのきめ細かな支援に取り組むなど、これまで以上に、いじめの防止・早期発見および生徒に対する心のケアに努めております。

現在、本学園では、「いじめの認知件数が少ないこと」が望ましい状態であるとは考えておりません。認知件数が少ないことは、いじめを十分に把握できていない可能性を示すものであり、認知件数が多いことは、教職員が生徒の小さな変化にも目を配り、適切に対応をしていることの表れであると捉え、「いじめの積極的認知」に取り組んでおります。

このたびの判決につきましては、虚心坦懐に受け止め、今後の学校運営に生かしてまいりたいと考えております。

原告ならびにそのご家族の皆様に対し、改めて深くお詫びを申し上げますとともに、引き続き真摯に対応してまいります。

在校生、保護者、卒業生ならびに入学を検討されている児童・生徒・保護者の皆さまにおかれましても、ご心配をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。

今後とも、「暖かみ、厳しさ、知性」を理念とする本学園は、立場の強弱にかかわらず、一人ひとりの生徒に寄り添い、豊かな人間関係の中で人間力を育むことができるよう、教育環境のさらなる充実に努めてまいります。

今後とも、本学園の教育活動にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

学校法人 尚学学園 理事長 大城美穂子
沖縄尚学高等学校附属中学校 校長 屋比久秀正